

# 大雪で倒壊した農業用パイプハウス等の再建及び修繕を支援します

令和6年2月5日の大雪で倒壊した農業用パイプハウス等の再建及び修繕に係る経費の一部を補助します。

**事業名** 佐久市雪害被災農業者支援事業

## 補助対象要件

- 10a以上の経営耕地において農産物を栽培・出荷していること
- 佐久市内にある10㎡以上の農業用パイプハウス等であること
- 園芸施設共済又はこれに準じた民間事業者の保険等に参加していること、又は今後加入する意思があること
- 被災した状況について市の確認を受けていること（被災証明の代替え）
- 農産物の生産をする施設であること

## 補助経費

被災前と同程度の施設の取得に係る工事費、又は直営で再建する場合はその資材購入経費が対象となります

**補助率** 1／3以内

ただし、上限補助金額として共済等加入ハウスは5,000円/㎡  
共済等未加入ハウスは4,000円/㎡

**申請受付期限** 令和6年7月31日（水）【厳守】

申請書等は、佐久市役所公式ホームページよりダウンロード  
できます

お問い合わせ先

佐久市役所 経済部 農政課

電話 0267-62-3203（平日 8:30～17:15のみ）

電子メール [nosei@city.saku.nagano.jp](mailto:nosei@city.saku.nagano.jp)

## ■ 工事費とは

農業用パイプハウス等の建設を業者をお願いする場合、その業者からの見積もりで請負建設工事費や消費税までの経費を補助対象としています

## ■ 自ら資材を購入して再建する場合は対象となるか

申請者自らで建設する場合は、その資材の購入価格（消費税込み）が補助対象で、労賃などは対象となりません

## ■ 申請に当たって必要な書類

補助金交付申請書に、以下の書類を添付すること

- ① 被災した農業用パイプハウス等の所在位置が分かる地図
- ② 被災状況が分かる写真（倒壊などしている全体、部分）
- ③ 再建等に係る経費の明細が分かる2者以上の見積書の写し
- ④ 令和5年中の農産物の出荷が確認できる書類
- ⑤ 共済等に加入している施設を再建等する場合は、その証券または支払通知書の写し

## ■ 再建前と同程度の施設とは

基本的に、施設面積とします。単棟だったものを連棟にする場合など施設の形状を変えることは認めません。ただし、耐雪ハウスにするなど機能を向上することは妨げません

## ■ 共済等の加入は、民間事業者の保険でも大丈夫でしょうか

再建等した施設の気象災害等の対応になる保険でしたら、民間事業者の保険でも構いません

## ■ 再建等は、いつまでに行えばいいですか

令和7年3月31日（月）までに完了するようにしてください。資材等が入手困難なことがありますので、できるだけ早めに申請され、着手することをお勧めします

## ■ 事業の流れ

